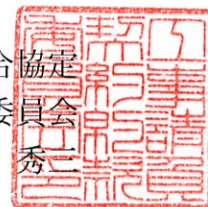


2020年2月21日

一般社団法人全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 様

民間(旧四会)連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪 秀二



小規模建築・マンション修繕・リフォーム約款の改正について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます

日頃より当委員会の活動にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当委員会発行の小規模建築・マンション修繕・リフォーム約款の三つの契約約款を改正いたしましたのでお知らせいたします。

ご承知の通り、改正民法が本年4月1日から施行され、また「建設業の働き方改革」の促進を盛り込んだ改正建設業法も10月1日から施行されますが、これらを踏まえ、昨年（2019年）12月に当委員会の民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を改正したところでありますが、今般の表記3約款の改正は、契約不適合責任の新設、解除規定の見直し、著しく短い工期設定の禁止規定の新設など、上記約款と同様、改正民法・改正建設業法に対応した改正を行ったものであります。

つきましては、貴団体におかれましては、表記改正約款を会員会社の皆様に周知いただくようお願い申し上げます。

なお、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会は、来年4月1日をもちまして名称変更し、「民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会」となりますので、この点についても併せてお知らせいたします。

記

1. 約款改正日 2020年（令和2年）4月1日
（使用開始日）
2. 頒布開始日 2020年（令和2年）3月30日
3. その他 頒布価格、販売方法等はこれまで通りで変更はありません。
4. 改正の概要（共通項目）
 - (1) 瑕疵担保責任・同担保期間を契約不適合責任・同責任期間へと用語と内容を変更
 - (2) 契約不適合責任の内容として代金減額請求権及び契約解除権を追加

- (3) 解除規定を整理し、催告による解除（催告解除）と催告によらない解除（無催告解除）を分けて規定
- (4) 契約解除に伴う措置を工事完成前と工事完成後に分けて規定
- (5) 改正建設業法を受け、著しく短い工期（変更）の禁止を規定
- (6) 秘密保持条項を新設

以上

【添付書類】

- 1. 民間（七会）連合協定 小規模建築物工事請負契約約款改正案
（新旧対照表）
- 2. 民間（七会）連合協定 マンション修繕工事請負契約約款改正案
（新旧対照表）
- 3. 民間（七会）連合協定 リフォーム工事請負契約約款改正案
（新旧対照表）